

公益財団法人全日本スキー連盟

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※本連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.ski-japan.or.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	現在は、本連盟の定款に定められた目的を果たすため、同じく定款に定められた事業を実施している。中期事業計画は公表していないが、策定は開始している。 2022年から有識者と外部コンサルと協働し作成したミッション、ビジョン、バリュー(MVV) は、本連盟の存在意義を言語化したものであり、内向きなものであるため、外向きの発信力とMVVを稼働させる仕掛けとして、「スローガンの設定」や「ロゴのリニューアル」を行ない本連盟の目指す未来（GOAL）を設定した。 これらは、2025年10月31日開催の100周年記念式典で発表後、公開する予定であるため、ホームページからご確認いただきたい。 https://www.ski-japan.or.jp/library_cat/terms_and_agreements/	定款
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	上記の中期事業計画に含めて策定する考えであったが策定できていない。	なし
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	毎年度、事業計画及び収支予算書を理事会で審議・承認を行っている。しかし、単年度の計画となるため、中期事業計画に含めて策定する考えである。また、自己財源の確保を目指しマーケティング・広報委員会を設置しており、担当理事を任命し、マーケティング方針のもと積極的な資金確保を行っている。 事業計画及び収支予算書は、各本部の担当理事が中心になって検討し、税理士の理事から専門的な助言も受けている。 理事会で承認された事業計画及び収支予算書は、内閣府に提出するとともにホームページで公開している。 https://www.ski-japan.or.jp/generals/about/	・令和8年度事業計画および収支予算書
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	本連盟の定款において理事の定数は、20~25名と定められているが、その選出方法は役員候補者選考方法等に関する規程に定められており、10名の理事は地域ブロックからの推薦となっている。ブロックからの推薦者は、内部理事となるが、ほとんどのブロックから男性理事候補者が推薦されるため、内部理事で女性理事の目標割合をクリアすることが難しい。よって、残りの15名にてこの割合を満たす必要があるが、割合を優先した人選をしてしまうと専門性の高い事業運営に支障をきたす恐れがあり現実的ではない。 このような状況ではあるが、2023年10月に割合目標達成する選考を行う上で、「役員候補者選考方法等に関する規程」を改正し外部理事と女性理事の割合目標値を改めて記載するとともに役員候補者の要件を細かく記載した。このことにより地域ブロックからの推薦される理事候補者もこれまで以上にガバナンスコードに沿った人材を推薦しなければならない。 また、役員候補者選考委員会の担務も改めて記載し、これまで以上にガバナンスコードに沿った人材を選考するようにしている。女性理事の目標割合達成に向けては、都道府県の体制の改革（女性登用）を中央競技団体と共に行うことや、女性の競技経験者等を積極的に専門委員として委嘱し、将来女性理事として活躍できる経験を積む環境を整備すること等を検討している。外部理事に関しても規約規程改正の際にその定義を追記した。ガバナンスコードに記載の目標値である外部理事の目標割合（25%以上）は、達成できているが、女性理事の目標割合（40%以上）を達成することが出来ず、今後も継続して達成を目指している。	・定款 ・役員候補者選考方法等に関する規程 ・役員名簿

(様式5)		スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式		
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	現在、加盟団体から推薦のあった1名を評議員として選定している。よって、全員が内部評議員であり、加盟団体の組織体制上の課題から女性はいない状況にある。また、現時点で、外部評議員及び女性評議員の目標割合は設定できていない。 2020年にこの目標達成に向け評議員会の構成について、検討を開始した経緯があるが、「評議員会は、ブロックや加盟団体の意見を述べる場である」という意識が強く、この検討に対する反発が生まれ、役員改選時に一部の役員候補者が否決される混乱にまで発展した。評議員会の役割やガバナンスコードの目的を地域の加盟団体にまで浸透させ納得してもらうためには、十分な時間が必要である。2025年10月の評議員改選時には目標割合達成はできなかったが4年後の2029年10月の評議員改選時まで、引き続き加盟団体と当該規約規程の整備を検討していく。	・定款 ・評議員及び役員選任規則 ・評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は設置できている。委員の選任については、協議する内容や多様性を意識し性別や競技・種目等のバランスに留意している。 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させる方法等については「アスリート委員会規程」においてアスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。と定められている。委員と役員が協議する機会を設定し、必要に応じて理事会に答申又は報告する機会を設定されている。	・アスリート委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	中央競技団体としての適正な規模とは何かを検討する必要があるが、現行は、理事25名、監事3名で構成している。会議においても、出席した理事、監事に対し、発言する機会を十分に設けており、活発な議論がなされている。 理事会は適正に機能してると考えられる。 多様な見識を確保する上では、2024年10月の役員改選では達成できなかった女性理事の割合について、今後も継続して達成を目指す。	・役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「役員の定年に関する規程」において、役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、選任時において、国際スキー・スノーボード連盟、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会の役員に就任している場合は、この限りではない。と定めている。	・役員の定年及び再任に関する規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	原則として10年を超えて在任することのないよう、当該規約規程を改正した（2023年9月29日理事会）。 原則外として、ガバナンスコードの補足説明に記載の特例を意図した対応が可能な内容にしている。	・評議員及び役員選任規則 ・役員の定年及び再任に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 2024年10月19日の役員改選において、理事1名に関して、例外措置を講じた。任期中に開催される2026年オリンピック冬季競技大会において、中央競技団体の主要目的であるメダル獲得のため、求心力となる人材が不可欠であること。また、自己財源確保のためのスポンサーセールスにおいて、本連盟の魅力やイメージをを効果的に伝え稼働している人材が、再任されないことは団体運営上支障をきたすため、役員候補者選考委員会が例外措置に適合すると判断した。また、評議員会でもその意図が説明され、理事として承認された。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「役員候補者選考方法等に関する規程」において、役員を選考する委員会の設置を定めている。委員会の構成は評議員 5 名、役員 4 名の合計 9 名としたのはガバナンスコードに従い有識者を含めるためである。これまでも構成メンバーである役員は、女性委員を配置したり、定年等により次期候補者になり得ない者などを配置し透明性の確保に配慮している。	・役員候補者選考方法等に関する規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために、会員登録規程、役職員等倫理規程、競技者等行動規範、公認スキー指導者規程、懲戒処分規程、強化指定選手等行動規範、事務局一般職員就業規則、事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則、育児・介護休業取扱規程等の規程を整備している。	・会員登録規程 ・役職員等倫理規程 ・競技者等行動規範 ・公認スキー指導者規程 ・懲戒処分規程 ・強化指定選手等行動規範 ・事務局一般職員就業規則 ・事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則 ・育児・介護休業取扱規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款、組織規程別表付き、加盟団体規程、会員登録規程、運営規則、職務権限規程【別表付き】、事務局規程を整備している。	・定款 ・組織規程 ・加盟団体規程 ・会員登録規程 ・運営規則 ・職務権限規程 ・事務局規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程として、定款、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程【基本方針付き】、文書取扱要領を整備している。	・定款 ・個人情報保護規程 ・特定個人情報取扱規程 ・文書取扱要領
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程として、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」及び「事務局職員給与規程」を整備している。	・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・事務局職員給与規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	法人の財産に関する規程として、定款、特定費用準備資金等取扱規程、会計事務処理規程を整備している。	・ 定款 ・ 特定費用準備資金等取扱規程 ・ 会計事務処理規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、加盟団体規程、会員登録規程、マーケティング・広報委員会規程、公認規程、各種公認・登録料金一覧表、賛助会員規程、パーソナルスポンサー規程を整備している。	・ 加盟団体規程 ・ 会員登録規程 ・ マーケティング・広報委員会規程 ・ 公認規程 ・ 各種公認・登録料金一覧表 ・ 賛助会員規程 ・ パーソナルスポンサー規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	強化指定選手等の選考に関しては、「強化選手等に関する規程」に記載のとおり、当該本部において基準を作成し、理事会承認すると共にこの基準に基づき選出された選手も理事会承認している。 また、その基準は、事前に公開されており選手はその内容を知ることができる環境にある。 強化指定選手の選考基準及び国際主要大会参戦基準(日本代表としての選考基準) はホームページに掲載している。 選手の権利保護に関しては、「強化指定選手等行動規範」及び「パーソナルスポンサー規程」等を整備しており、選手個人のSNSの活用や個人スポンサーの獲得について選手の権利を認めている。	・ 強化選手等に関する規程 ・ 強化指定選手等行動規範 ・ 強化指定選手選考基準 ・ パーソナルスポンサー規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	大会毎の審判員を選考するための規程は整備されていないものの、審判員となれる資格を取得するための検定制度があり、当該規程が整備されており、公認大会カレンダー決定後に審判員の選考配置を行っている。 国際競技会においては、国際スキー・スノーボード連盟(FIS)の定めるICRに基づき審判員は配置されている。	・ 公認技術代表規程 ・ 公認計算員規程 ・ 公認国内飛型審判員規程 ・ ジャンプ国内技術代表及びアシスタント技術代表規程 ・ 公認旗門審判員規程 ・ 公認セッター規程 ・ フリースタイル公認技術代表規程 ・ スノーボード公認技術代表規程 ・ 公認フリースタイル審判員規程 ・ 公認スノーボード審判員規程 ・ 公認スキー検定員規程等
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確認する こと	弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家と顧問契約等を締結し、日常的に相談や問い合わせができる体制が確保できている。 役員選考の際、各種専門家が選考できる様、「役員候補者選考方法等に関する規程」において有識者理事候補者の選考が定められている。また、同規程を改正し（2023年10月22日 評議員会）、役員候補者の選考要件を更に具体化（法務、会計、財務、政・財・官界、学術、経営等）した。	・ 役員候補者選考方法等に関する規程

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会は設置されている。定期的に年1回以上は開催されている。 同委員会の役割や権限は、当該規約規程にて定められており通報事案の対応が主である。	・コンプライアンス委員会規程
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会規程において、コンプライアンス委員会は、理事によって構成されることとなっている。ただし、必要に応じて、理事以外の有識者を選任できることになっている。現在、弁護士の理事を1名委員として配置している。	委員名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けコンプライアンス研修会を今年度より開催しており、第1回目として2025年8月に利益相反取引をテーマに研修をおこなった。	開催要項
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手向けインテグリティ研修会を2025年8月に開催した。ナショナルチーム強化スタッフに対しては、S A J コーチカンファレンスを毎年6月に開催し、定期的な研修を実施している。コーチ養成事業ではコンプライアンスの講義を実施しているため、指導者資格を取得する者に対しての教育は行っている。	開催要項
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に特化したコンプライアンス教育は実施できていない。今後、資格更新のための研修会等でコンプライアンス教育のプログラムを入れていくことを検討している。	なし
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	過去の事案に基づき、必要と考えられる弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家と顧問契約等を締結し、日常的に相談や問い合わせができる体制が確保できており、積極的に活用している。	なし
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計事務処理規程に基づき公平な会計処理を実施している。また、経理業務を複数名で担当し、日常の会計処理におけるチェック機能を持たせている。月次で外部の税理士がチェックをおこなっている。 監事3名を設置し期中、期末監査を実施すると共に監査法人と外部監査契約を締結し、期中、期末監査を受けている。監事、外部監査法人からそれぞれ監査報告書の提出を受け、その報告書を収支決算書に添付している。	・会計事務処理規程 ・監事名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計事務処理規程、特定費用準備資金等取扱規程に基づき、適正な使用のために求められる法令、ガイドラインを遵守している。	・会計事務処理規程 ・特定費用準備資金等取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に定められている貸借対照表の他、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画、収書予算書、定款、役員名簿をホームページで公開しており、その他の理事会議事録等の書類は、事務局にていつでも閲覧できる様に整備している。 https://www.ski-japan.or.jp/generals/about/#syushi	なし
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	強化指定選手選考基準、主要大会派遣選手選考基準はホームページに掲載している。 https://www.ski-japan.or.jp/library/	なし
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード遵守状況自己説明をホームページで公表している。 https://www.ski-japan.or.jp/generals/about/	なし
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	「役職員倫理規程」において、役職員は、日常の行動について、公私を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。と定めている。また、利益相反とならない様、随意契約の場合においても、取引内容、選択理由等を明確にし、理事会で承認している。 利益相反ポリシーを含んだ利益相反取引に関する規程を制定し運用している。	・役職員倫理規程 ・利益相反取引に関する規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを含んだ利益相反取引に関する規程を制定し運用している。	・利益相反取引に関する規程
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報相談窓口に関する情報をホームページに掲載している。 https://www.ski-japan.or.jp/general/16717/	・通報相談処理規程
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報相談処理規程を制定しており、その中で通報窓口担当者に対して相談内容の守秘義務を課している。 通報相談処理規程を制定しており、その中で通報に関する情報の取り扱い、管理について定め、実行している。 通報相談処理規程を制定しており、その中で通報者が不利益が及ばないことを定めている。 通報があったもので、処分が必要となった場合、コンプライアンス委員会からの答申を受けて、理事会で処分内容を決定している。その工程において、ガバナンス及びコンプライアンスの確保の意識に基づいて協議していることから、通報が正当な行為であることの認識は徹底できている。 外部通報相談窓口は、弁護士事務所に運営を委託しており、通報があった場合、コンプライアンス委員会が調査の上、対応を検討し、理事会において決定することと定めている。 コンプライアンス委員会は、理事によって構成されているが弁護士の理事を含んで構成している。	・通報相談処理規程 ・コンプライアンス委員会規程

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲戒処分規程等により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めている。 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を確認できる通報相談処理規程と懲戒処分規程をホームページに掲載している。 コンプライアンス委員会規程の定めにより、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることとなっている。 懲戒処分規程では、処分を行う場合、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を書面にて告知することを記載している。	・懲戒処分規程 ・コンプライアンス委員会規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分内容を検討するコンプライアンス委員会には、弁護士の理事が含まれており、処分を決定する理事会には、弁護士の他、外部有識者が含まれている。	・コンプライアンス委員会規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「会員登録規程」及び「懲戒処分規程」において、異議申し立てとして、本連盟の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って解決するものとする。と定めていることから、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう仲裁自動応諾条項を定めている。 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に限らず、あらゆる決定を広く対象に含んでいる。 上記の通り、申し立て期間については、如何なる制限も設けていない。	・会員登録規程 ・懲戒処分規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲戒処分規程において、処分を行う場合、処分対象者に対し、スポーツ仲裁の利用が可能であることを書面にて告知することを定めている。	・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構ホームページ ・懲戒処分規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定している。	・危機管理規程 ・危機管理マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定した。同規程と同マニュアルにおいて、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制構築について定めている。過去4年間に当該すると考えられる事案はない。	・危機管理規程 ・危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去、不祥事に対し第三者からなる調査委員会を設置した経緯があるが、その際、委員会は弁護士及び有識者で構成し、調査補助業務を弁護士事務所に委託し、調査と報告の独立性及び中立性を確保した。過去4年間に当該すると考えられる事案はない。	なし
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	定款及び加盟団体規程において、加盟要件、加盟団体の権利等が定められており、加盟団体が義務に違反した際は、理事会及び評議員会の議決によって除名することが定められている。通報相談窓口加盟団体の運営に関する通報があった場合、必要に応じて処分を行うと共に再発防止策の提出を指示する等の指導、助言を行っている。ただし、コンプライアンスの確保、強化に関して、予防的な指導や助言は出来ていない。これに関しては、今後、内部にて検討を行う。	・定款 ・加盟団体規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体代表者会議を開催し、双方の業務執行について情報共有を行っている。また、事業の実務レベルにおいては全国規模の会議、説明会を開催し、制度変更の周知や事務手続きの共有を行っている。ただし、コンプライアンスの確保、強化に関して、予防的な指導や助言は出来ていない。これに関しては、今後、内部にて検討を行う。	なし